

大和市告示第67号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱(平成22年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1 B型肝炎の項中「8,602円」を「8,679円」に改め、同表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項中「8,921円」を「8,888円」に、「5,921円」を「5,888円」に改める。

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱(平成25年大和市告示第198号)の一部を次のように改正する。

別表第1 B型肝炎の項中「8,602円」を「8,679円」に改め、同表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項中「8,921円」を「8,888円」に、「5,921円」を「5,888円」に改める。

(大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱(令和元年大和市告示第94号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び別表第1 B型肝炎の項中

8,602円
7,172円
6,347円

を

8,679円
7,249円
6,424円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、施行日以後に実施する予防接種について適用し、施行日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。